

議案第24号

大網白里市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
大網白里市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月25日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
大網白里市使用料及び手数料条例（昭和38年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第3大網白里市印鑑条例に基づく事務の項中「印鑑再登録手数料」を「印鑑登録証の交付手数料」に改め、同表住民基本台帳法に基づく事務の項中「100件」を「1人」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。